

○坂下賢副委員長 続いて、日本共産党宮城県議会議員団の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて十五分です。大内真理委員。

○大内真理委員 応急救助費について伺います。

宮城県は、令和四年七月大雨において、災害救助法適用を緊急安全確保レベル五の大崎市と松島町の二市町に限定しました。その結果、適用されなかったほかの市町と支援の格差が生じ、救済されないままの被災者が取り残されています。涌谷町と美里町は全町に対して垂直避難を呼びかけ、出来川決壊や越水対応に追われ、避難所開設にさえ至りませんでした。例えば、美里町笹館地区では出来川からの越水で住宅十二棟が浸水し、六世帯十一人が救助されました。災害救助法適用基準四号「災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合」の規定を生かし、災害救助法をもっと広域で適用すべきだったのではありませんか、伺います。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 ただいま委員から御指摘ありました災害救助法の適用基準の一つであります、いわゆる四号基準につきましては、同法施行令とともに内閣府令にも規定がございます。それらを申し上げますと「多数の者が生命・身体に危害を受けるおそれがある場合」であって、更に「多数の者が避難して継続的に救助を必要とする事」または「被災者の食品給与や救出に特殊な技術を要すること」、これらを満たす必要があります、かつ災害の発生中に限り適用が可能とされているものでございます。今年七月後半の大雨災害におきましては、四号基準の適用について国と協議を進めておりましたが、各市町村から報告されました避難者数では数が少なくて適用が難しいということ、国の助言等も受けまして、既に安全な避難が困難であり命が危険な状況にありますが緊急安全確保が発令されておりました大崎市と松島町に法の適用を行うこととしたものでございます。一方で、現在の四号基準というのは、市町村をまたぐなど広域的な災害の場合に発災直後の避難者数や避難情報の発令状況によって、法の適用にばらつきだとか不均衡が生じるという構造的な問題があるものと認識しております。国に対し、基準の弾力的な運用について強く要望しているところでございます。

○大内真理委員 令和四年七月付内閣府、災害救助法の概要によれば、四号基準は、「発災後の迅速な適用が可能であるが、被害の程度が不明確な状況での適用を都道府県が逡巡する傾向がある」ため、「四号基準による適用を積極的に進めるべき」とありま

す。大崎市・松島町に法適用した後の七月十六日十四時三十分に来来川の涌谷町に係る箇所が決壊、その後美里町に係る箇所が越水しています。涌谷町・美里町から県が報告を受けた時点で災害救助法を追加適用すべきだったのではありませんか、知事いかがですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 私先ほども御答弁いたしましたとおり、この四号基準、法律の適用については、私ども、常に国と協議を進めて検討しております。そうした中で現在の適用となっているものでございます。

○大内真理委員 今回残念ながら災害救助法が適用されなかった市町村の被災者は、大規模半壊一件、中規模半壊八件、半壊十四件、準半壊が四十件となります。災害救助法の基本原則の第一は平等の原則です。これらの方々にも応急修理と同等の支援を県独自に講ずることを求めます。全額県が負担しても最大二千七百七十八万五千円です。いかがですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 我が国の災害対策の一般法でございます災害対策基本法では、救助の実施主体は市町村とされております。そのうち、一定規模以上の災害が発生した場合には、特別法である災害救助法によりまして、国の財政支援の下で市町村に代わり県が救助主体となるということでございます。こうした法の趣旨、それから県の自主財源に限りがあることなどを踏まえますと、現行の災害救助法の適用に至らない市町村の被災者支援につきましては、基本的に市町村において対応されるべきものと考えております。

○大内真理委員 あまりにも冷たいと思います。同じ被害を受けているのに同じ支援がされないままの現状はあまりにも不公平です。今回残念ながら災害救助法を適用しないで、取り残されたままとなっている市町村の被災者を宮城県が独自予算・制度創設でカバーするのは当然のことと思います。宮城県は、令和三年二月と今年三月の福島県沖地震のときに国からの二分の一交付金措置を使い、県独自の被災者生活再建支援制度をつくりましたが、恒久的な制度にはしませんでした。今回の七月大雨災害は、国の制度の適用となる市町村が一つもありませんでしたが、全額県が負担しても最大四千万円の予算で済みます。国の支援がなくても、県の被災者住宅再建支援事業補助制度を適用することを求めますが、いかがですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 県では、被災者生活再建支援法が適用されました災害により、同法の支援対象とされている、原則中規模半壊以上の被害を受けているにもかかわらず、居住する市町村によって、法による支援の対象外となる方々が生じる、このことは問題であると考えております。このため、同法が適用されました昨年二月、それから今年三月の地震災害においては、費用の半分が特別交付税として措置されることも踏まえまして、法と同等の独自支援を行っているところでございます。しかし、今回の大雨被害では、現時点で同法適用されておりませんことから、こちらは難しいものと考えております。なお、同法の適用にかかわらず恒久的な独自の支援制度をとということでございますけれども、こうした支援制度を構築、更には維持していくということには、やはり十分な財源の裏づけというものが前提となります。我が県の場合は、発災の都度、独自の支援が必要となる特別な事情について、慎重に見極めていく必要があると考えております。

○大内真理委員 宮城県は、国の制度を補完する県独自の恒久的な制度を持っていない数少ない県の一つです。県独自の生活再建支援制度の創設など、公的支援の充実、公助にこそ力を尽くすことを強く求めます。損害割合一〇％未満の一部損壊世帯は、今回も被害の七九％を占めています。今年三月の福島県沖地震の被災者へ福島県は独自に、一部損壊世帯のうち二十万円以上の修理費がかかった世帯に対し、市町村が一万円、県が九万円、計十万円を支給する支援策を講じています。一部損壊世帯への公的支援は、生活再建のきっかけにもなり、励ましにもなり、在宅被災者と言われる世帯をなくしていく施策にもつながります。以前も我が会派で求めましたが、宮城県でも市町村と相談して一部損壊世帯への支援制度を創設することを再度求めますが、いかがですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 一部損壊世帯に対する公的支援につきましては、現行の被災者生活再建支援制度において想定されております支援の範囲を超えるものでございまして、その実現については国による検討、制度改正等を経てなされるべきと考えております。しかし一方で、一度の被害は比較的軽微でありまして、短期間で複数回被災した方々の負担軽減を図るということは大変重要な課題であると認識しております。こういうこともございまして、全国知事会などを通じて国に対して別枠での支援を検討するなど、制度の拡充を要望しているところでございます。

○大内真理委員 行政が被災世帯への支援を民間の水災保険加入支援のみとし自己責任にすることは、結局のところ低所得者世帯を置き去りにするものです。県の予備費は、今年度十億円の予算に対し執行額は四千二百万円、まだ九億五千八百万円あります。このほんの一部、一億円未満で県独自の応急修理制度と被災者住宅再建支援事業を行うことができ、三月の福島県沖地震被害者との公平性が保て、今回の大雨被害での市町村間の公平性も保てます。知事いかがですか。予備費を使ってください。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 ここまで御答弁申し上げましたとおり、法の趣旨でありますとかこれまでのルールでありますとか、そういったものに基づいた措置でございます。制度に課題や検討する点が様々あることは私からも御答弁申し上げたとおりでございます。国としっかり話をしていきたいと思っております。

○大内真理委員 再度検討を強く求めておきます。

次に、治山施設災害復旧費・災害関連緊急治山費について、質疑順序を変えて伺います。災害で壊れた箇所をその都度復旧させる治山事業は当然ですが、新たな土砂災害防止や下流域への負担軽減のために減災対策としての治山事業を行うことがとても大切だと考えます。また、今回災害復旧に向けて河川調査費も計上されていますが、流域治水計画の重要な柱にも、森林が削られ既に裸地となっている箇所へ植林や森林の機能を高める間伐などの治山事業を位置づけるべきと考えます。宮城県には、重大なことに、林地開発によって失われた森林を復活させる施策が一切ありません。私も会派が独自に計算したところ、FIT制度が始まった二〇一二年七月以降のメガソーラーだけで、楽天生命パーク宮城一千七十個分もの森林が失われ、更に消失面積が広がっています。これら県知事による林地開発許可によって施工された場所は、森林が削られ裸地となっていますが、植林で森林に戻すことは義務づけられていません。開発行為者に施工後の森林の回復、植林などを義務づけるべきではありませんか、伺います。

○佐藤靖彦環境生活部長 林地開発行為ですけれども、開発目的によりまして森林の一次的利用と永久転用に区分されます。一次的利用としては土取りや砂利採取などがあり、永久転用としては太陽光発電、宅地、工場などがございます。永久転用につきましては、開発行為完了後も継続して転用目的のとおり使用されることとなりますけれども、一次的利用につきましては国の通知に基づきまして植栽等により森林に復旧することを許可

条件としております。また、開発行為完了後におきましては、許可条件に基づき復旧されているか、現地で確認し適切な維持管理について指導を行っているところです。なお、のり面につきましては傾斜や土質などによりまして植林が困難な場合もございますので、種子吹きつけ等による緑化を行うことなども認めるところでございます。

○大内真理委員 草の種をまくだけでもよいという、こういう完成断面図の在り方、これはおかしいと思います。植林を義務づけるべきだと改めて求めてまいります。

森林を切り開いて再生可能エネルギー施設を新たに設置する事業者に対し、宮城県が二〇二四年から課税する方針を発表したことについて、丸森町耕野の共同代表からは「新しく着工する事業者のみへの課税となると、それまでの期間の駆け込み着工や駆け込み事業を呼び込み、逆効果になる場合もある。」と懸念する声も上がっています。知事の思いが「再エネ事業といっても森林区域への開発はできるだけ抑制させたい。」、「大規模太陽光だけでなく大規模風力なども対象だ。」と、大きく前進したことには敬意を表しますが、森林保全のための森林乱開発規制は待たなしと考えます。まずは、十月一日施行の発電施設の設置等に関する条例をより実効性あるものに改定するために、県土の1%しか対象としていない穴だらけの条例の対象を県土の約60%を占める森林全体に広げること。その際、発電方法を問わず全ての再エネ事業に対象を広げること。出力規模を五十キロワットから十キロワットに引き下げること。条例違反事業者のFIT認定取消しを速やかに経済産業省に通報すること。以上四点について、条例改定を求めます。いかがでしょうか。

○佐藤靖彦環境生活部長 条例の設置規制区域に森林を加えることにつきましては、太陽光発電施設の設置等に関する条例で規定した設置規制区域は、土砂災害の発生を防止することを目的に法令で開発行為等が規制されている区域等を設定したものであること。それから全ての再エネ施設を条例の対象とすることにつきましては、太陽光発電は件数が多く事業の把握が困難であるほか、比較的短期間で地形を選ばず設置できる特殊性を有していることから、条例による規制が必要と考えたものであること。風力発電などの再エネ施設は、環境影響評価や林地開発許可など、既存の法令等の手続の中で適正な事業の実施を図っていくことが可能であると考えていること。出力規模を十キロワット以上とすることにつきましては、電気事業法との整合性や、他県の条例の状況等を踏まえ

ると、現行の五十キロワット以上が適当であると考えていること。FIT法の関係法令違反に係る情報の提供につきましては、体制が既に構築されておりまして、この条例も含めて関係法令に違反した場合には国へ通報を行うこととされていること。以上のことから、これらについて現時点で条例を改正することは考えておりませんが、今後の国や他県の動きなども注意しながら必要な検討は続けてまいりたいと考えてございます。